2011年〈らしと協同の研究所 第19回総会記念シンポジウム 統一テーマ (協同組合による新たな"つながり"づ〈り)

問題提起C

生協にとって職員とは何なのか

~働く人々の"つながり"づくりの観点から

 2011.6.25 協同総合研究所

 岡安 喜三郎

はじめに

自己紹介(協同組合経歴)

- ◆ 1973年東大生協に就職
 - 駒場書籍·購買、本郷書籍店長
- ◆ 1979年同専務理事就任
- ◆ 1985年全国大学生協連·専務 理事に就任、(後に副会長理事)
- ◆ コープイン京都建設に携わる
- ・この間日本生協連理事。またIC Aアジア太平洋地域大学生協小 委員会の設立に関わり、同初代 議長
- ◆ 2000年労働者協同組合に
- ◆ 現在、同連合会副理事長、協同 総合研究所副理事長

本シンポジウムへの問題提起 の背景

- 1. 協同組合における"参加"
- 2. マネジメントと、組織の境界
- 3. 「システム」のパラダイム

問題提起の背景(1)

協同組合における"参加"

- No Participation, No Responsibility.
- ◆ ミクロ;関わるすべての人(利用者、納入者、労働者など) が<u>意思決定に</u>主体的に参加する<u>何らかの仕組みがある</u>こと
- ◆ マクロ;協同組合は、老若男女・障がい者、少数民族などの人たちが<u>社会参加する道具</u>でもある(国連決議、ILO協同組合勧告)
- ・協同組合は、ミクロからマクロの一貫した参加哲学に、その価値が生まれる
 - マクロ視点の欠如:仲間内、排他的な、非社会的組織へ
 - ミクロ視点の欠如:物質的恩恵、命令と懲罰、組織維持へ

問題提起の背景(2)

マネジメントと、組織の境界

- ◆マネジメントは、ミクロとマクロをつなぐ
 - 経営資源を経営目標に適合させる(「管理」)
 - 経営目標を社会のニーズに適合させる(「経営」)
 - ややもすると、マネジメントは、「管理」に傾く
- ◆ミクロとマクロをつなぐのは誰か?
 - マネジメントは経営資源を社会のニーズに適合させる 介護本来の「ケアマネ」(個人のニーズと社会資源の適合)
 - 情報が共有されたら
 - ビジョンが共有されたら
- ★トップマネジメントに必要なのは;
 - 戦略的意思決定能力(流行の「執行役員」制度のことではない)

問題提起の背景(3) 「システム」のパラダイム

- ◆システムをどの様に認識するのか
- ◆システムとは;
 - ある目的をもち、その目的を成し遂げるための、相互に作用する要素 (element)を組み合わせたものである
- ◆システムとその周界領域
 - システムは、周界(外部)との関係で規定されるという見方
 - あらゆるシステムをサブシステムとして認識する;(「要素化」)
 - 自動車:「走る」「事故を起こさない」
- ◆ (原発)

レイドローの指摘した 「協同組合事業の深刻な弱点」

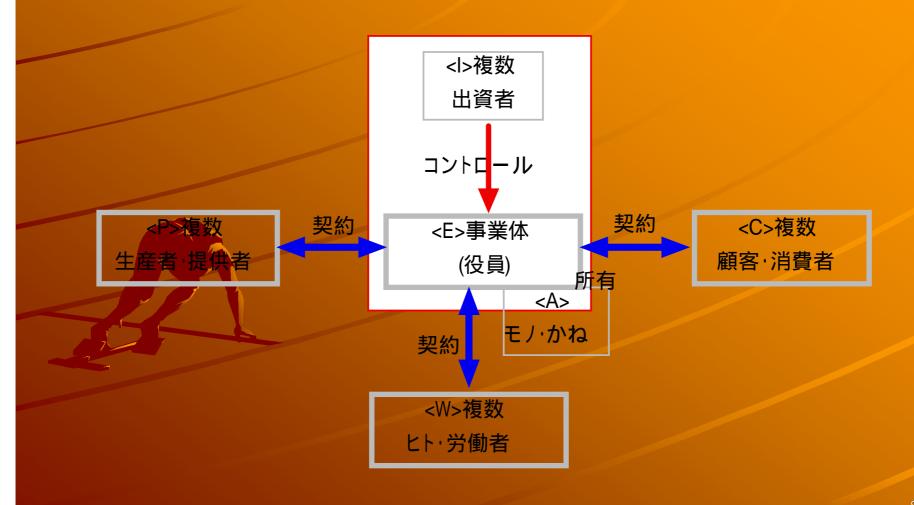
- ◆ 一般的な私企業と協同組合とに何ら違いのないところ
 - 「協同組合事業の深刻な弱点は、一般的に、協同組合における雇用者と従業員の関係にある。(それは労働条件が悪いからでも、賃金が低いからでも、労使関係が悪いからでもない)弱点は、これらのどれでもなく、雇用者と従業員との関係が、一般的な私企業と協同組合とに何ら違いのないところにある。」(「西暦2000年の協同組合」p.142より)
- ◆ 現在的メルクマールの一つ(例えば)
 - 労働契約法施行(2008年3月)以降の、「就業規則周知義務解釈 の変更」(菅野和夫)がもたらすものの危険性の指摘(深谷信夫)。
 - 1. 菅野説:「労働者は知らない就業規則にも拘束される」
 - 2. 菅野説:「意見聴取や届出もしない 就業規則にも拘束される」
 - <会社法務や司法に影響力のある菅野説 > に対抗するか否か

事業体(企業)の一般モデル

◆事業活動



契約という関係から事業体を見直す



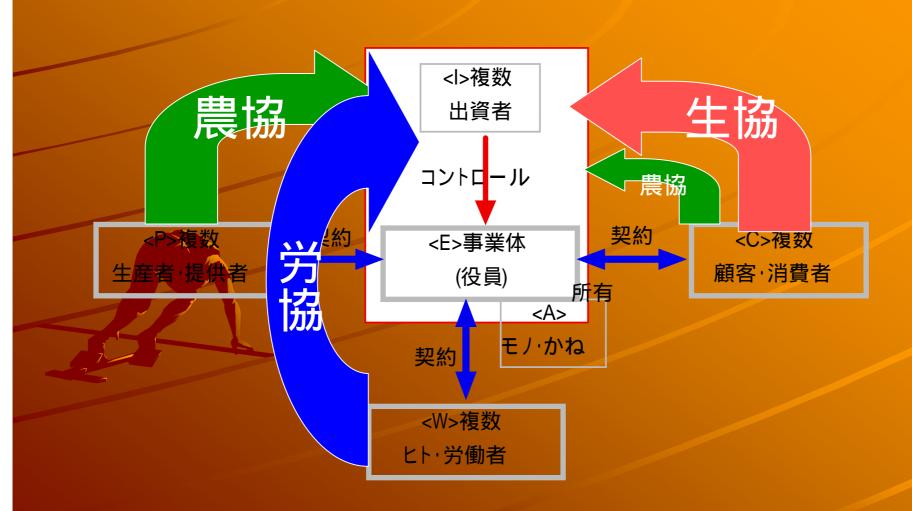
組織の組み立てはステークホルダーの「内部化」

- ← 一般会社ならば、
 - 事業者(株主の委任を 受けた役員)が意思決 定権を保持したまま、ス テークホルダーを内部 化(M&A、雇用)する。/

→協同組合は、

- ステークホルダーの人 たち(P,C,W)が意思決 定の主体となり、事業体 (事業者)を「内部化」し た組織である。(意思決 定の主体の違い)
- この特色を協同組合は生かさなければならない

今の協同組合はシングルステークホ ルダー型に見えるが;



マルチステークホルダー型が 協同組合の一般形

- ◆人は消費者、生産者だけで生きるにあらず
- ◆ 事業機能から協同組合を見れば、シングルス テークホルダーでも矛盾はないが、
- コミュニティやそこに住む人々の視点から協同組合を見れば、マルチステークホルダー型が自然である。
- ◆少なくとも、「シングルステークホルダーでなければならない」という結論はない。(農村地域の農協等)

~「多様な働き方」の裏で

- ◆ 1990年代から、「多様な働き方」が、主に経済界から提唱され始めた。
 - 1995 年当時の日経連が「新時代の日本的経営」の中で"長期蓄積 能力型、高度専門能力活用型、雇用柔軟型の3グループの、非正規 雇用を多数とする労働者の階層化"を提言。
 - 1986年制定の「労働者派遣法」は、1999年の改正において原則 自由化され、2004年に至って製造業務においてもフリーとなる。
 - 非正規雇用の拡大、差別の固定化
- ◆ 労働の劣化、貧弱な社会保障
 - 労働者にとって、使用者は誰なのか、誰が労働者の保護の義務を持つのか
 - 三角契約、偽装雇用、偽装請負
- セーフティネットの無い解雇 生活保護

地球環境、生物環境、社会環境





- ◆ 生活物資・サービスの享受は、様々な環境負荷がかかって いる
- ◆ 地球環境、生物環境とともに、21世紀に付加するものが、 社会環境(=労働環境)

「製品・サービスに労働があり」:「原発奴隷」 例えば、The Global Social Compliance Program

What are the Programme's Shared Benefits?

The programme has been constructed to deliver shared benefits to all players along the value chain:

For Suppliers For Retailers and Brands Clarity & consistency in Labour Standard Lower complexity and costs - Better results with concentration of requirements - Fewer audits with a focus on building resources - More resources for remediation capacity - Time and resources to reinvest in More leverage through critical mass - More effective risk management production quality Exchange best practices For Workers - Clear understanding of their rights Improvement of working conditions - Monitor and challenge their Employers - Ability to raise issues directly For existing with purchasing companies For Civil Society Stakeholders initiatives Guide corporations to stay on the right track - Exchange and integrate best practices while remaining independent across sectors and at a global level - Provide advice and constructive support - Increase reach and value for members on the strategic direction of GSCP Transparency and comparability Monitor and evaluate progress Provide guidance on remediation

協同労働と、その協同組合の位置

- ◆ 協同労働の協同組合とは、働〈人々・市民が、 みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分 かちあって、人と地域に役立つ仕事をおこす 協同組合です。
- ◆ 協同労働とは、働く人どうしが協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働のことです。

協同労働のコア: 事業所を軸にした三つの協同

- ◆ 「働く者どうしの協同、利用者との協同、地域との協同」とい う三つの協同
- ★ ディーセントワーク、社会参加、社会の変革
 - 1. 人のいのちとくらし、人間らしい労働を、最高の価値とします。
 - 2. 協同労働を通じて、「良い仕事」を実現します。
 - 3. 働〈人びと・市民が主人公となる「新しい事業体」をつくります。
 - 4. すべての人びとが協同し、ともに生きる「新しい福祉社会」を築きます。
- ・ 事業において「一方通行の顧客満足型」なる評価基準は採用しない。利用者とともにより良きものを創っていくという姿勢と立場。
 - _ その時の基本哲学: *「労働者は成長する」*

協同労働・三つの協同のインパクト

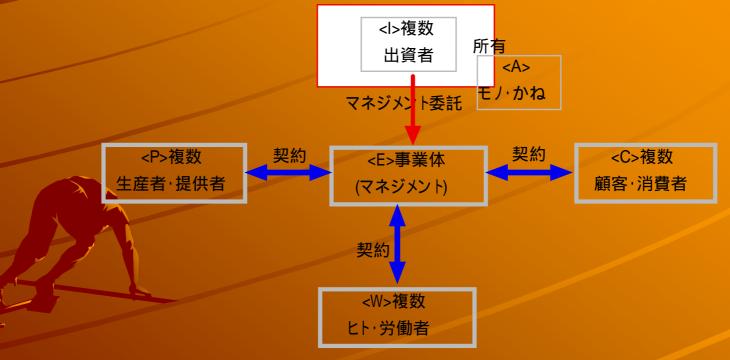
- 章がい者就労と就労支援
 - 障がい者も出資し、就労組合員となること(責任の分かち合い)
 - まめの樹の場合: 養護学校ヘルパー講座(生徒、親、教員) 就労継 続移行支援事業所事業
 - − 若者自立塾、労協の場合:地元住民の参加、演劇発表会、菜の花プロジェクト。
- ◆「公共施設」の位置づけ、「主体づくりとまちづくり」の拠点へ
 - ex.児童館:遊ぶ場なのか、子育てのまちづくりの拠点なのか 「気づきを大切にして話し合う」
 - ex.老人福祉センター:カラオケ?、利用者が主体となり地域をつくる 力にする
- ◆「支えられる存在から、誰もが支える存在へ」

NPOと協同労働の 「コミュニティビジネス」

- * NPOの経営は、基本的にリーダー(理事)が 責任を一身に負う。
- 協同労働は、出資を通じて、働く人も責任を 分かち合う仕組み。
- ◆この仕組みが、三つの協同を促進する。
- + 小さな全体:
 - ~[仕事から地域を見る] or
 - [地域から仕事を見る]
- ◆個々の事業所毎に全員参加の計画作り

究極の委託か、ハイブリッドか

→ The CO - OP



- ◆エロスキのハイブリッド型協同組合
 - ◆消費者代表と労働者代表の理事会構成

ありがとうございました

